

特別寄稿

立命館大学法学研究科・ ソウル市立大学税務大学院共同研究（第1回）

はじめに

2005年11月4日に、法学研究科はソウル市立大学税務大学院（Graduate School of Science in Taxation）と租税法研究についての学術交流覚書を締結した。

ソウル市立大学税務大学院は、韓国でも数少ない税法研究の拠点大学の一つといわれ、私どもが行ってきた日韓渉外相続税制の研究（その成果は『日韓国際相続と税』・日本加除出版）に注目され、日韓で税法の共同研究を行うこととなった。

第1回目は日韓の相続税法の比較研究を立命館大学で行い、課税体系と物納の比較検討を行った。まず、課税体系については韓国から金完石教授が遺産税方式をとる韓国の問題点を、日本からは私が取得税制度をベースとしながら遺産税的要素も入れていることの問題点をそれぞれ報告した。本誌に掲載されている「相続税課税類型の転換に関する研究」がそのときの金教授の報告内容である。

また、日韓とも、実務的には物納制度、特に非上場株の物納の可否が議論されており、日本の問題点を浪花健三教授（香川大学）に報告頂き、韓国側の実情と改革動向については朴薫副教授の報告をいただいた。本誌に掲載されている「韓国の非上場株式の物納に関する研究」が朴副教授の報告である。

今年度は、9月7、8両日にわたって、韓国ソウル市立大学において、日韓消費税の比較検討が行われる予定である。こうした地道な研究交流が、日韓の租税法研究に生かされ、日韓の租税法制度をより合理的で憲法理念にふさわしいものにしていくことに役立つと信じている。

なお、本論文の翻訳については、高正臣税理士に格別のご助力をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

2006年6月

三 木 義 一